

## 貯水槽水道施設の維持管理のしおり

－ 飲み水の管理は万全ですか。－

周 南 市 上 下 水 道 局

## はじめに

ビルやマンションなどで、いったん受水槽に水道水を受けている場合、受水槽以降の給水施設は、設置者が自ら管理をすることとなっています。

受水槽の有効容量の合計が  $10\text{m}^3$  を超えるものは、簡易専用水道となり水道法の適用を受けることとなりますが、新たに水道法の改正に伴い、平成15年4月1日より受水槽の有効容量が  $10\text{m}^3$  以下の小規模貯水槽水道についても、管理の徹底を促すため「貯水槽水道管理指導要綱」を定め、設置者のご協力をえて、清浄な水の確保に努めることとしました。

設置者の皆さんには、次の内容を良く理解して適正な管理を行うよう心掛け、誰もがいつも安心して飲める水道水の給水に努めてください。

### ・貯水槽水道とは

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の貯水槽を有する水道であって、水道に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする受水槽以下の水道設備をいう。

### ・小規模貯水槽水道とは

簡易専用水道、専用水道、ビル管理法適用水道のいずれにも該当しない受水槽以下の設備であり、有効容量が  $10\text{ m}^3$  以下の小規模のものをいう。

### ・簡易専用水道とは

水道事業者から供給される水だけを水源とするもので、受水槽の有効容量が  $10\text{ m}^3$  を超えるものをいう。

### ・設置者とは

貯水槽水道の所有権を有する者又は管理権限を有する者をいう。

### ・設置工事とは

貯水槽水道を新設、増設、改造及び廃止する工事をいう。

## 設置者のみなさまへのお願い

貯水槽水道の設備の管理を怠りますと水質の悪化のほか、受水槽や高置水槽の亀裂、受水槽のボールタップの故障、警報装置の不備、給水管の破損、私設メーターその他からの漏水で諸施設に被害をあたえ、また使用水量が増え、トラブルの原因となりますので、次のことをお願いします。

### 1. 施設の新設、増設、改造、廃止の届出

設置者は貯水槽水道の新設、増設、改造及び廃止する工事について、設置等の届出を上下水道局に提出してください。

届出用紙は上下水道局にあります。更に受水槽の有効容量の合計が 10m<sup>3</sup>を超えるものは、別に周南市役所へ届出することになっています。

### 2. 自主的な管理と管理基準

設置者は安全な水を供給するために、自主的に管理してください。

管理者が直接管理をしない場合は、実際に管理を担当する者（管理責任者）を決めてください。

管理の主な内容は次のとおりです。

事 項	回 数	摘 要
貯 水 槽 の 清 掃	年 1 回 以 上	設置者自らが行うか又は専門的知識、経験を有する者に委託する
貯水槽の点検等	定 期 的 に	(1) 貯水槽の外観、漏水等の異常がないか、 汚水や異物の混入がないかなどの点検 (2) 受水槽付近の清掃
水の外観状況	毎 日 1 回	末端給水栓（蛇口）で、水の色、濁り、臭い、 味等の外観に注意する
水の残留塩素測定	必 要 に 応 じ	末端給水栓において、0.1 mg/l以上あるか測定 する
管理の具体的な方法は、4ページの「保守点検の要領」にあります。		

### 3. 記録と施設の改善

- ① 維持管理及び定期点検のために、貯水槽水道施設設置届並びに関係図書類などを備え、帳簿に記録して大切に保管してください。
- ② 貯水槽等の点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善してください。
- ③ 地震や凍結、大雨等で貯水槽が汚染される恐れがある場合は、速やかに点検してください。

## 汚染事故が起きた場合

事故が起きた場合は、速やかに次の措置を取ってください。

### 1. 給水の停止

給水を停止し、直ちに利用者に知らせるとともに、上下水道局や保健所等へ連絡し、その指示に従ってください。

### 2. 給水の再開の指導

水が汚染された原因の除去、消毒、給水の再開等については、上下水道局等の指導に従ってください。

## 上 下 水 道 局 の 指 導

1. 貯水槽水道の設置等の届出の提出を求めるとともに、その内容を審査し不適切なものについては、設計の変更をお願いすることがあります。
2. 貯水槽水道の管理が適正に行われるように、必要に応じ設置者の同意をえて、現地調査を行い、実態の把握を行います。
3. 貯水槽水道の施設に不適切な点が発見したときは、その改善をお願いすることがあります。

## 保 守 点 検 の 要 領

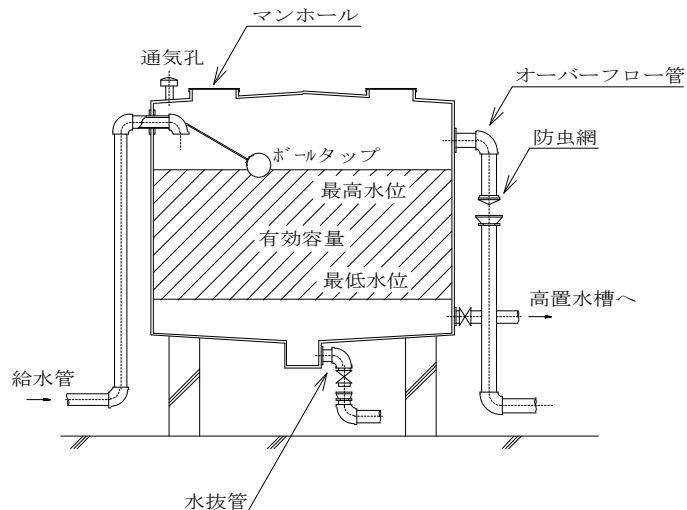
設備区分	点 検 個 所	点 検 基 準
受 水 槽	周 囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。</li> <li>・清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。</li> <li>・周辺にたまり水、湧水等がないこと。</li> </ul>
	本 体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。</li> <li>・亀裂、漏水箇所がないこと。</li> <li>・雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。</li> <li>・水位電極部、揚水管の接合部は、固定され防水密閉されていること。</li> </ul>
	上 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水槽上部は水溜りができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。</li> <li>・水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。</li> </ul>
	内 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在せず、また、清掃が定期的に行われていること。</li> <li>・外壁塗装の劣化により光が透過する状態になっていないこと。</li> <li>・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。</li> </ul>
	マ ン ホ ー ル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふたが防水密閉型のものであってほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。</li> <li>・施錠していること。</li> </ul>
	オ ー バ ー フ ロー 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。</li> <li>・管端部の防虫網が正常であること。</li> <li>・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。</li> </ul>
	通 気 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。</li> <li>・管端部の防虫網が正常であること。</li> </ul>
	水 抜 管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること。</li> </ul>

設備区分	点検個所	点検基準
受水槽	フート弁 ボールタップ 警報装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作動が正常であること。</li> <li>・作動が正常であること。</li> <li>・電源が入り電極棒の寸法が正しくセットされ動作が正常であること。</li> <li>・管理人室等に事故の確認ができる表示(ベルとランプ)を設置していること。</li> </ul>
高置水槽	本体 上部 内部 マンホール オーバーフロー 管 通気管 水抜管 警報装置 制御装置	<p>受水槽と同じ</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低水位における揚水ポンプ運転用、及び高水位における揚水ポンプ停止用装置を設置していること。</li> </ul>
ポンプ	周囲 ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺は清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。</li> <li>・ポンプは、故障に備え予備を設置していること。</li> <li>・ポンプ、モーターの振動、騒音が発生していないこと。</li> <li>・グランドパッキンからの水漏れがないこと。</li> <li>・作動が正常であること。</li> </ul>
給水管	給水管  バルブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管の損傷、さび、腐食及び水漏れがなく、たわみ、振れ等を防ぐため取付金物を用いて固定していること。</li> <li>・凍結のための防寒措置を講じてあること。</li> <li>・作動が正常であること。</li> </ul>
水質	臭気  味色  濁り 残留塩素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。</li> <li>・給水栓における水に異常な味が認められないこと。</li> <li>・給水栓における水に異常な色が認められないこと。</li> <li>・給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。</li> <li>・検出されること。</li> </ul>
書類	書類の整備 保存の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水設備の配管図面、受水槽周囲の構造物の配管平面図、水槽の清掃記録、帳簿書類の整理保存がなされていること。</li> </ul>

## 受水槽の有効容量とは？

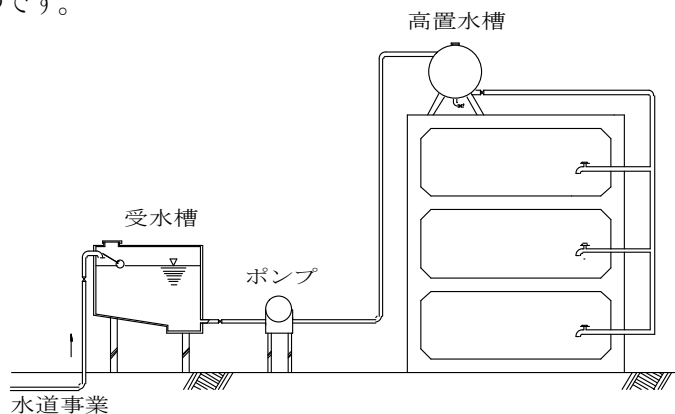
受水槽において利用可能な水の容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留されている量です。

設計基準に適合するよう設計を行ってください。



## 貯水槽設置給水施設とは？

ビル、マンション等の受水槽以下の給水施設であって、市の水道から供給される水のみを水源とするものです。



(注) その他の管理

**特定建築物**（興行場、百貨店、旅館等で建物の延べ面積が3,000㎡以上〈学校にあっては、8,000㎡以上〉の規模を有する受水槽）

**専用水道**（給水人口100人を超える者にその居住に給水する水槽の有効容量の合計が100m<sup>3</sup>を超えるもの、又は、25mm以上の導管の全長が1,500mを超えるもの、及び人の飲用、その他、厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が一日最大20m<sup>3</sup>以上であることとする。）については、他に管理基準が定められています。

水質検査機関

令和3年1月現在

1	ゼオン山口(株)	745-0023	周南市那智町 2-1	0834-21-8482
2	公益財団法人山口県予防保健協会	754-0001	山口市小郡上郷 5408-1	083-941-6300
3	中国水工株式会社	755-0055	宇部市居能町 1-5-33	0836-21-2141
4	学校法人香川学園	755-8551	宇部市文京町 4-23	0836-32-0082

建築物飲料水貯水槽清掃業登録業者

1	(株)タイカメンテナンス	745-0802	周南市栗屋 160-4	0834-25-0808
2	(株)ビークルーエッセ	745-0861	周南市新地 3-5-18	0834-31-4110
3	フジ総業(株)	745-0851	周南市大字徳山 5041	0834-31-9630
4	サマンサジャパン(株)	745-0845	周南市河東町 2-36	0834-32-1188
5	総合設備管理(株)	745-0802	周南市栗屋奈切 50-35	0834-26-2223
6	峰重産業(株)	745-0861	周南市新地 3-2-8	0834-31-0535
7	平村設備工業(株)	745-0812	周南市横浜町 16-36	0834-31-0864
8	清水設備	745-0864	周南市北山 2-8-8	0834-31-8476
9	(株)タムラ設備	745-0074	周南市今宿町 2-16	0834-21-4659
10	ライニングサービス(株)	746-0022	周南市野村 3-22-4	0834-62-2529
11	誠和工機(株)	746-0025	周南市古市 1-13-15	0834-63-0066
12	(株)藤井興業	746-0017	周南市宮の前 2-2-12	0834-63-1294
13	(株)魚谷工作所	746-0026	周南市浜田 1-5-27	0834-62-2342
14	梅田水道(株)	746-0025	周南市古市 2-8-8	0834-62-2475
15	周防ビル管理(株)	744-0015	下松市大手町 3-1-5	0833-45-0022
16	(株)東和精機製作所	744-0011	下松市大字西豊井 558	0833-41-1013
17	(株)周陽インダストリア	744-0021	下松市大字平田東潮上 484	0833-43-8134
18	(株)タイセイ	744-0002	下松市東海岸通り 1-13	0833-44-2578
19	住久設備(株)	743-0063	光市島田 7-11-5	0833-72-2400
20	熊谷興業(株)	743-0011	光市光井 9-8-36	0833-71-0798

※水質検査及び清掃（受水槽、高置水槽）についての問い合わせ

周南市役所 環境生活部 環境政策課	周南市岐山通 1-1	0834-22-8322
周南市上下水道局	周南市岐山通 1-1	0834-22-8610

注) 最新の情報につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

山口県庁 環境生活部 生活衛生課 指導班	山口市滝町 1-1	083-933-2970
----------------------	-----------	--------------